

記者発表資料

平成 20 年 10 月 7 日

**平成 21・22 年度国土交通省地方整備局等に係る資格審査について**

平成 21・22 年度を有効とする国土交通省地方整備局、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）及び大臣官房官庁営繕部の競争参加資格審査の主な改正点等についてお知らせします。

問合せ先

国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室

（地方整備局（港湾空港関係以外）について）

課長補佐 山下 TEL 03-5253-8111 内線 21962 直通 5253-8919

国土交通省大臣官房技術調査課

課長補佐 波多野 TEL 03-5253-8111 内線 22334 直通 5253-8220

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

課長補佐 中山 TEL 03-5253-8111 内線 23223 直通 5253-8233

国土交通省港湾局総務課

（地方整備局（港湾空港関係）について）

課長補佐 羽鳥 TEL 03-5253-8111 内線 46182 直通 5253-8663

国土交通省港湾局技術企画課

品質確保企画官 鈴木 TEL 03-5253-8111 内線 46533 直通 5253-8905

※ 競争参加資格審査申請書を文書持参方式により提出する場合には「別添 1」を、文書郵送方式により提出する場合及び各受付担当部局の案内については「別紙 2（道路・河川・官庁営繕・公園関係）」又は「別紙 3（港湾空港関係）」を御覧ください。

## 1 資格審査の対象となる経営事項審査（建設工事）

再審査を含む平成20年4月1日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値（P）を申請し、通知を受けていることが必須条件となります。

定期受付の場合に係る経営事項審査は、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、定期受付の申請書類の提出期間の終了日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければならないこととしています。具体的には、平成21・22年度定期受付の場合には、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、平成19年6月30日以降を審査基準日とするものとなります。（平成19年6月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。）

さらに平成21・22年度の資格審査にあたっては、再審査による場合も含め、平成20年4月1日付けで改正された基準（以下、「改正後の基準」といいます。）による経営事項審査の総合評定値通知を受けていることが必須要件となりますので御注意下さい。

### ※ インターネット方式による申請の場合

- ・総合評定値通知書の写しの提出は不要です。
- ・再審査による場合を含め、改正後の基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けていない場合には、申請データを送信してもエラーとなり受け付けられません。
- ・受付期間終了直前に新しい総合評定値通知書がお手元に届いた方については、本通知のデータがシステムに反映されるまで、約2週間程度のタイムラグが発生する可能性があります。

この場合には、申請データを送信してもエラーとなり受け付ける事が出来ませんのでご注意ください。

### ※ 郵送・持参方式による申請の場合

- ・再審査による場合を含め、改正後の基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出が必要です。

## 2 総合点数の算定の見直し

平成 21・22 年度の技術評価点数の算定は、新たに地方公共団体の施工実績を加え、また、技術的難易度、部局係数、直近係数等の係数を見直し算定します。

総合点数の見直しに伴う経過措置として、平成21・22年度の資格審査に限り、等級が変更した企業について、平成19・20年度の認定等級と変更となる企業については、工事種別毎に従来の等級に留まることを希望することができるものとします。（ただし、実績がないあるいは工事成績が不良であることにより技術評価点数がないために最下位等級に格付された企業は除きます。）

また、企業の技術評価点数が0点の場合には、最下位等級に格付けします。

※地方公共団体の施工実績は、都府県（沖縄県を除く。）の平成20年10月1日の前日までの2年間の工事成績とします。

※港湾空港関係は除きます。

## 3 経常建設共同企業体の取り扱いについて（建設工事）

一つの発注機関における同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできません。

経常建設共同企業体として登録を希望しない工事種別については、各単体企業としての登録は可能です。

また、経常建設共同企業体への経営事項評価点数及び技術評価点数の加算調整措置については、合併計画を明らかにした書面を提出した場合に限り、一定期間行うこととしております。

具体的には、次期の定期の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結する旨が記載された書面を提出した場合に限り、有資格者業者として認定を受けた日から平成21・22年度の競争参加資格の有効期限までの間、10%の加算措置を行うこととなります。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」により、平成 21・22 年度を有効とする国土交通省地方整備局等の競争参加資格審査における経常建設共同企業体の取り扱いについて上記のとおり行います。

具体的な申請手続きについては、申請書作成の手引きを御覧ください。

平成 19・20 年度の資格審査において加算調整の適用を受けた経常建設共同企業体で、合併締結をしていない場合は、平成 21・22 年度以降加算調整措置は認められません。

## 4 申請書及び申請書作成の手引きの取り扱いについて

(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務)

インターネット及び郵送・持参方式の申請書作成の手引きについては、国土交通省のホームページから入手していただくことになりました（郵送・持参方式の申請書を含む）。

申請書作成の手引き及び申請書については、前回の受付から国土交通省のホームページから入手していただく方法（無料）になりました。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。（平成20年10月9日掲載予定）

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

## 5 国土交通省退職者の再就職状況に関する業態調書（建設工事）

『入札談合の再発防止対策について』を受けて、国土交通省退職者の再就職状況に関する事項について記入する業態調書を前回から追加しております。

平成17年度の鋼橋上部工事の発注に関して、大規模な談合事件が発生した事を踏まえてとりまとめられた「入札談合の再発防止対策について」（平成17年7月29日）を受けて、別紙のとおり「国土交通省との間で密接な関係があるとされる営利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績がある企業におかれては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月1日以降、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請」を行っているところであり、これらの状況を把握するための様式を業態調書に追加しております。

（別紙）

平成17年10月1日 国土交通省
国土交通省退職者の特定部署への就任自粛等の要請について
今般、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、国土交通省としましては、効果的な再発防止策を緊急に検討するため、入札談合再発防止対策検討委員会を設置し、「入札談合の再発防止対策について」をとりまとめ、平成17年7月29日付けで公表し、その推進に取り組んでいるところであり、各企業等におかれても、談合を行うことがないことはもちろんのこと、談合と誤解されるような活動等についても行われるようなことがないようお願いいたします。
また、上記の防止対策において、日本道路公団発注の鋼橋事業に係る談合事案において発注者である同公団の退職者や職員が深く関与していたとして逮捕・起訴された事態を重く受け止め、公共工事の入札・発注における国土交通省と受注企業との関係について国民から無用の疑念を抱かれるようなことがないよう、当省退職者の再就職に関し、（1）重大な法令違反に関与した企業への再就職の自粛、（2）直轄工事受注企業への幹部職員の再就職の自粛等の措置をとったところでありますが、更に下記の措置を要請させて頂くことと致しました。
該当する企業等におかれましては、この趣旨についてご理解を賜り、当該措置の実施にご協力を頂けるようお願いいたします。
記
国土交通省との間で密接な関係があるとされる営利企業（注1）のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者（注2）について、平成17年10月1日以降は、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請する。
注1）国家公務員法第103条第2項に規定する「密接な関係」と同様の考え方であり、以下のいずれかに該当する営利企業がこれに該当する。 ① 国土交通省が有する法令に基づく行政上の権限の対象とされている営利企業 ② 職員の離職の日から5年さかのぼった日の属する年度以降の年度（その日の属する年度にあっては、その日以降の期間に限る。）のうちのいずれかの年度において国土交通省との間に締結した契約の総額が2千万円以上である営利企業 ③ 国土交通省による行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に掲げる行政指導の対象とされている営利企業 ④ ①から③までに掲げる営利企業の商法（明治32年法律第48号）第211条の2第1項に規定する子会社である営利企業 ⑤ ①から④までに掲げる営利企業と同様の事情があると認められる営利企業
注2）退職後5年が経過していない国土交通省退職者とは、国土交通省職員として採用された経歴を有する者（交流人事や任期付採用により国土交通省に一時在職した者は除く。）で、最終的に国土交通省を退職した時点から5年を経過しない者をいう。

## 6 納税証明書の取り扱いについて（建設工事）

インターネット受付による競争参加資格審査に際し、添付書類として徴収している納税証明書について、『e-tax』が提供する「電子納税証明書」の受付機能を導入しています。

国税庁からの依頼により、消費税（地方消費税を含む）の滞納を未然に防止するため、平成13・14年度から添付書類として納税証明のFAX送信を求めておりましたが、前回の受付から申請者がダウンロードする申請書作成プログラムにより、電子納税証明書を送信する事が可能となりました。

なお、従来までのFAXによる送信方法も実施しております。



本店所在地	提出時期	提出場所
岐阜、静岡、愛知、三重及び長野（岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曾、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。）の各県	平成21年1月14日(水)～平成21年1月15日(木) 平成21年1月20日(火)～平成21年1月22日(木) 平成21年1月26日(月)～平成21年1月29日(木) 受付時間 9時30分～16時30分	中部地方整備局 名古屋合同庁舎2号館 8階大会議室 名古屋市中区三の丸 2-5-1 TEL 052-953-8138
京都及び大阪の各府並びに福井（港湾空港関係を除く。）、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各県	平成21年1月5日(月)～平成21年1月30日(金) 受付時間 9時30分～16時00分	近畿地方整備局 総務部契約課 大阪合同庁舎1号館 第一別館 三階第四会議室 大阪市中央区大手前 1-5-44 TEL06-6942-1141 及び 近畿地方整備局 総務部経理調達課 神戸地方合同庁舎 神戸市中央区海岸通2 9 TEL078-391-7576
鳥取県、島根、岡山、広島及び山口（港湾空港関係については下関市を限く。）の各県	平成20年12月1日(月)～平成21年1月16日(金) 受付時間 9時30分～16時00分	中国地方整備局 広島合同庁舎2号館 11階 総務部契約課 広島市中区上八丁堀 6-30 TEL082-221-9231
	平成21年1月19日(月)～平成21年1月30日(金) 受付時間 9時30分～16時00分	中国地方整備局 広島合同庁舎2号館 8階会議室 広島市中区上八丁堀 6-30 TEL082-221-9231
徳島県	平成20年12月15日(月)～平成20年12月18日(木) 平成21年1月19日(月)～平成21年1月22日(木) 受付時間 9時00分～16時00分	四国地方整備局 高松サンポート合同庁舎 8階入札室

本店所在地	提出時期	提出場所
香川県	平成21年12月22日(月)～平成20年12月26日(金) 平成21年1月26日(月)～平成21年1月29日(木) 受付時間 9時00分～16時00分	高松市サンプォート3-33 TEL 087-851-8061 高松サンプォート合同庁舎8階入札室
愛媛県	平成20年12月8日(月)～平成20年12月11日(木) 平成21年1月13日(火)～平成21年1月16日(金) 受付時間 9時00分～16時00分	
高知県	平成20年12月1日(月)～平成20年12月4日(木) 平成21年1月5日(月)～平成21年1月8日(木) 受付時間 9時00分～16時00分	
福岡県、佐賀県及び山口県下関市(港湾空港関係に限る。)	平成20年12月1日(月)～平成20年12月12日(金) 受付時間 午前の部 9時30分～12時00分 午後の部 13時00分～16時00分	九州地方整備局 定期受付会場 福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル 3階定期受付会場 TEL 092-471-6331
長崎県、熊本県	平成20年12月15日(月)～平成20年12月26日(金) 受付時間 午前の部 9時30分～12時00分 午後の部 13時00分～16時00分	
大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成21年1月5日(月)～平成21年1月16日(金) 受付時間 午前の部 9時30分～12時00分 午後の部 13時00分～16時00分	
九州各県、沖縄県及び山口県下関市(港湾空港関係に限る。)の経常JV・組合	平成21年1月19日(月)～平成21年1月23日(金) 受付時間 午前の部 9時30分～12時00分 午後の部 13時00分～16時00分	
九州各県、沖縄県及び山口県下関市(港湾空港関係に限る。)の測量・建設コンサルタント	平成20年12月1日(月)～平成21年1月30日(金) 受付時間 午前の部 9時30分～12時00分 午後の部 13時00分～16時00分	

別紙2 郵送先及び受付担当部局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）

受付担当部局	担当課	住 所	電話番号	申請者の本店所在地
東北地方整備局	契約課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15	(代) 022-225-2171	北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県及び福島県
関東地方整備局	契約課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	(代) 048-601-3151	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県及び山 梨県
北陸地方整備局	契約課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	(代) 025-370-6647	新潟県、富山県及び石川県並びに長 野県（長野市、松本市、上田市、須 坂市、小諸市、中野市、大町市、飯 山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東 御市及び安曇野市並びに上高井郡、 上水内郡、北安曇郡、北佐久郡、下 高井郡、下水内郡、小県郡、埴科郡、 東筑摩郡及び南佐久郡の町村に限 る。）
中部地方整備局	契約課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館	(代) 052-953-8138	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県 並びに及び長野県（岡谷市、飯田市、 諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野 市並びに上伊那郡、木曾郡、下伊那 郡及び諏訪郡の町村に限る。）
近畿地方整備局	契約課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館	(代) 06-6942-1141	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県及び和歌山県
中国地方整備局	契約課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館	(代) 082-221-9231	鳥取県、島根県、岡山県、広島県 及び山口県
四国地方整備局	契約課	〒760-8554 高松市ポポ ー ト 3 - 3 3	(代) 087-851-8061	徳島県、香川県、愛媛県及び高知 県
九州地方整備局	契約課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎	(代) 092-471-6331	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖 縄県

※ 定期受付の際には、「港湾空港関係」に申請する方の書類（測量・建設コンサルタント等業務を除く）も受付いたします。

※ 随時受付では、「道路・河川・官庁営繕・公園関係」のみの申請書類を受付けます。

### 別紙3 郵送先及び受付担当部局（港湾空港関係）

受付担当部局	担当課	住 所	電話番号	申請者の本店所在地
東北地方整備局	経理調達課	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-2 0花京院スクエア	022-716-0013	北海道、青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、山形県、 福島県
関東地方整備局	経理調達課	〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7413	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県
北陸地方整備局	経理調達課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎	025-370-6650	新潟県、富山県、石川県、 福井県、長野県
中部地方整備局	経理調達課	〒455-8545 愛知県名古屋市港区築地町2	052-651-6264	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
近畿地方整備局	経理調達課	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29神 戸地方合同庁舎	078-391-7576	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山 県
中国地方整備局	経理調達課	〒730-0004 広島県広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル	082-511-3903	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県（下関市 を除く）
四国地方整備局	経理調達課	〒760-8554 香川県高松市サポート3-33	087-811-8304	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州地方整備局	経理調達課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎	092-418-3345	山口県下関市、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島 県、沖縄県

※ 定期受付の際には、「道路・河川・官庁営繕・公園関係」に申請する方の書類（測量・建設コンサル  
タント等業務を除く）も受付いたします。

※ 随時受付では、「港湾空港関係」のみの申請書類を受付けます。